

平成 27・28 年度 建設工事入札参加資格審査及び等級格付について

平成 27 年 3 月 30 日

沖縄県土木建築部

県においては、建設業 28 業種のうち、特に発注件数や発注金額が大きい特定の 5 業種（土木、建築、電気、管、ほ装）について、建設業者の施工能力に応じた発注を行うため、2 年ごと（定期）に等級格付を行っています。

等級格付は、全国統一基準である経営事項審査の評点（客観点）に、県独自の評価項目を点数化した県独自評点（主観点）を加えた総合評点の順位を基本として行っています。

なお、県内業者のうち格付 5 業種以外の業者及び県外業者については登録のみで、等級格付は行っておりません。

前回（平成 25・26 年度）の入札参加申請では、建設業法に基づく県内許可業者 4,600 業者（平成 25 年 3 月末現在）のうち、2,254 業者（49.0%）が入札参加の登録を行っています。

平成 27・28 年度の入札参加申請においては、同許可業者 4,697 業者（平成 27 年 2 月末現在）のうち、2,212 業者（47.1%）となっており、前回よりも 42 業者（1.9 ポイント）の減となっています。

平成 27・28 年度の建設業者の等級格付については、不良不適格業者を排除し、優良な業者による入札競争を促進するため、業者の経営力や施工能力等の技術力を重視した県独自の評価項目を設定しています。

●県独自評点の評価項目

- ①工事成績、②技術者数、③雇用の規模、④新卒者雇用、⑤障害者雇用、
- ⑥表彰、⑦建設業退職金共済制度履行状況、⑧ ISO 等の認証取得、
- ⑨建設業法違反等、⑩社会貢献等、⑪不当要求防止責任者の配置、
- ⑫協力雇用主の登録

※⑥⑦は、今回一部見直しあり。⑪⑫は、今回新設。

1 平成 27・28 年度 建設業者等級格付における基本的な考え方

今回の格付については、下記(1)(2)の基本的な考え方に基づき決定する。

記

(1)等級別業者数の設定に当たっては、格付業種ごとに総合評点の分布、各等級の構成比、発注工事量等の指標を用いて決定するものとする。

(2)競争性確保の観点を考慮するとともに、建設投資が一定の水準で推移している状況にあることを踏まえ、各等級ごとの業者数及び構成比は、現状及び今後の見通し等を総合的に勘案した上で決定するものとする。

2 平成 27・28 年度 建設業者等級格付について

「平成 27・28 年度 建設工事入札参加資格審査及び等級格付基準」を踏まえ、平成 27・28 年度の建設業者等級格付については、各業種ごとの総合評点平均点の上昇を加味して、次のとおり決定する。

(1) 土木工事業 1, 451 業者

※前回登録業者数 1, 516 業者 (△65 業者 : △4.3%)

等級	業者数	構成比(%)	前回との比較	点数(注)
特A	69	4.8	増減なし	1114以上
A	368	25.4	△ 2	895~1113
B	206	14.2	△ 32	839~ 894
C	360	24.8	△ 20	711~ 838
D	448	30.9	△ 11	710以下
合計	1, 451	100.0	△ 65	

(2) 建築工事業 801業者

※前回登録業者数 826業者 (△25業者 : △3.0%)

等級	業者数	構成比(%)	前回との比較	点数(注)
特A	76	9.5	+ 2	1037以上
A	121	15.1	+ 6	900~1036
B	123	15.4	△ 13	824~ 899
C	218	27.2	△ 16	731~ 823
D	263	32.8	△ 4	730以下
合計	801	100.0	△ 25	

(3) 電気工事業 504業者

※前回登録業者数 485業者 (+19業者 : +3.9%)

等級	業者数	構成比(%)	前回との比較	点数(注)
A	212	42.1	+ 15	782以上
B	204	40.5	+ 2	634~ 781
C	88	17.5	+ 2	633以下
合計	504	100.0	+ 19	

(4) 管工事業 622業者

※前回登録業者数 607業者 (+15業者 : +2.5%)

等級	業者数	構成比(%)	前回との比較	点数(注)
A	202	32.5	+ 4	749以上
B	242	38.9	+ 8	690~ 748
C	178	28.6	+ 3	689以下
合計	622	100.0	+ 15	

(5) ほ装工事業 302業者

※前回登録業者数 281業者 (+21業者 : +7.5%)

等級	業者数	構成比(%)	前回との比較	点数(注)
A	196	64.9	+ 14	708以上
B	106	35.1	+ 7	707以下
合計	302	100.0	+ 21	

(注) 等級格付は、「等級格付の条件」(平成 27・28 年度 建設工事入札参加資格審査及び等級格付基準を参照) を定めていることから、等級格付の条件を満たしていない場合は、各等級の総合評点の点数と等級格付が異なる場合がある。

【参考】

(等級格付の条件)

総合評点の順位に関わらず、等級格付については次の条件を設定する。なお、1 級技術者は平成26年12月 1 日現在において在籍する者とし、同年 7 月 1 日以前に雇用されたことを要件としないこと、また、土木・建築工事業の 1 級技術者とは建設業法等にいう技術者で、1 級相当の大臣認定者を除くこととする。

- (1) 土木工事業及び建築工事業の特 A、A 等級については、特定建設許可業者であること。
- (2) 土木工事業の特 A は、1 級技術者 8 名以上、A は 3 名以上を有していること。
(技術士は 1 級技術者に含めるが、同一人が重複して資格を保有している場合は 1 人とする。)
- (3) 建築工事業の特 A は、1 級技術者 5 名以上、A は 2 名以上を有していること。
- (4) 電気・管・ほ装工事業の A は、1 級技術者 2 名以上を有していること。
- (5) 新規登録者は、総合評点による等級より 1 等級下位に位置づける。
- (6) 昇級は 1 等級上位を原則とするが、3 等級以上の総合評点を有する場合のみ 2 等級上位に格付ける。
- (7) 降格は 1 等級下位を原則とするが、総合評点の 2 割を付与しても 1 等級下位の点数に満たない場合はその限りでない。

【参考データ】 県内建設業許可業者数及び入札参加資格者数の推移

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H25 H27比較
県内許可業者数 (A)	4,800	4,665	4,600	4,651	4,697	+97
県内入札参加資格者数 (B)	2,427	2,554	2,254	2,379	2,212	△42
B/A × 100 (%)	50.6	54.7	49.0	51.2	47.1	△1.9
県外入札参加資格者数	321	348	313	350	343	+30

※各年度の「県内許可業者数 (A)」は前年度の 3 月末の業者数であり、平成27年度については平成27年 2 月末の業者数となっている。

※ () 書きは、当該年度の追加分。